

令和2年第1回ニセコ町議会定例会 第3号

令和2年3月16日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 委員会報告第1号 公営住宅使用料の算定誤りに関する調査報告
(公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会報告)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄

上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	馬 淵 淳
財 政 係 長	島 崎 貴 義
教 育 長	菊 地 博
学 校 教 育 課 長	前 原 功 治
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 永 匡
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のために出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
次に、去る3月11日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に青羽雄士君、同じく副委員長に斉藤うめ子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
斉藤うめ子君。
○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。早速質問に入らせていただきますが、今日は久しぶりに初めての傍聴者の方々をお見かけして、大変緊張しております。スムーズにいかないところが多々あるかと思いますが、議長の寛大なるお計らいでご配慮くださいますよう心からお願い申し上げます。新型コロナウイルスの感染がまだ広がる大変な中、このように傍聴にお出かけくださいましたことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。
さて、私が今ここに胸につけております造花はミモザの花です。国連が1975年3月8日を国際女

性デーに制定し、それを祝うシンボルフラワーです。皆さんも一緒に3月を祝っていただきたいと思います。

では、1件目、感染症対策について、町長、教育長に伺います。ふだんから風邪やインフルエンザ予防のために限らず、衛生上の観点からうがいや手洗いは最も基本的な生活習慣とされています。特に今回のような新型コロナウイルスの感染の拡大が大きな社会問題となっている時期にあって、町内の公共施設に手洗いの石けんを置くことは、感染症予防対策として必要かつ当然のことと思います。しかし、町民の方から石けんを置いていない施設があるので、早速置いてほしいという声がありました。町内の全ての公共施設内のトイレには手洗いの石けんが置かれているのでしょうか。また、感染予防のために建物玄関には消毒液が設置されていると思いますが、館内の各部屋には設置されているのでしょうか。町長、教育長に伺います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。定例会本会議3日目、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問いただきました現在開設中の町が管理する公共施設29カ所のトイレのうち、石けん等の未設置箇所は3カ所ございます。未設置の施設は、本通小公園など屋外の公衆トイレであり、不特定多数の方が利用する施設で石けんの補充や盗難、いたずらなどにより管理がしにくいということで現在設置していないものであります。なお、冬期間も利用の多い本通小公園トイレにつきましては、現在手指の消毒液を配置し、緊急的に対応しているところでございます。

次に、消毒液につきましては、それぞれの施設には設置しておりますが、建物内の各部屋全てに消毒液の設置をしておりません。地域コミュニティセンターを含め各施設には現在消毒液を全て配付しているような状況であります。一例を申し上げますと、ニセコ町民センターにおきましては、施設の玄関入り口と1階及び2階のホールに消毒液を設置しており、それぞれの施設の用途に応じ効率的な使用を考え、配付をしているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、ただいまの斉藤議員のご質問に教育委員会関係の施設について、私のほうよりお答えをいたします。

現在ニセコ町教育委員会が所管いたします総合体育館初め学習交流センターあそぶっく及び有島記念館などの社会教育施設におきましては、手洗い場にポンプ式の石けんを配置し、また館内には正しい手洗い、マスクの着用を含むせきエチケットを呼びかけるポスターを掲示し、感染症予防対策の啓発に取り組んでいるところです。

また、それぞれの館内全室ではございませんが、各館の玄関ロビーに消毒液を配置し、来館者の皆様方には入館の際に手指の消毒をしていただくようにしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤君。

○5番（斉藤うめ子君） まず、教育長に伺いたいのですが、今教育委員会は総合体育館に委員会室を置いておりますけれども、教育長はトイレを使用した後に石けんで手洗いをされたことはありますか。1つ。

それから、町民の方から、実は1月末でしたけれども、体育館のトイレに石けんが一切ないので、置いていただけませんかという連絡がありました。それで、私は2月初めから体育館のほうに伺ってトイレのほうをいろいろと見て歩いたのですけれども、見かけませんでした。それで、ぜひ置いていただきたいということを、職員の方に2月初めですけれども、お願いしてまいりました。その後、数日置きに体育館のほうに見に行きました、町民の方からまだ置いていないということでしたので。それで、その後、10日過ぎだったと思うのですけれども、どうして置いていないのですかと職員の方にお聞きしましたら、手洗いは家に帰ってから洗ったらいいのではないですかと言われました。それから、ほかの職員の方から石けんを置いてほしいという町民は誰ですかということまで尋ねられました。それで、町民の方は体育館に行くときはご自分で石けんを持参して使用してきたそうです。ほかに必要な方にはお貸ししてあげていたと伺っております。

それで、2月の半ば過ぎ、17日過ぎだったと思いますけれども、町民の方は厚生労働省の相談窓口で電話をしたそうです。そうしましたら、厚生労働省から手洗いは水道水の流水のみではなく、石けんを使用して手洗いを今回のコロナウイルス関係で報道しているとおっしゃったそうです。例えば菌が付着していたら、流水で落ちないということです。ですから、石けんの使用は常識ではないかということでした。

それで、先ほどの町長のお話では、施設に全部置いてありますということなのですけれども、町民の方にいろいろとお聞きしたら、学校とか町民センターには初めから石けんが置いてありましたけれども、体育館に置いていなかったのはなぜでしょうかということなのです。それで、2月の末頃からトイレにプッシュ式の石けんが置かれるようになりました。たまたま私が行ったらまたなかったもので、事務の方にお聞きしたら、置いてあったはずだからと探されたのですけれども、どこかになくなっていたようなのですけれども、あとプッシュ式の石けんがよく空になってしまって、皆さん一生懸命手を洗われるのではないかと思うのですけれども、石けんが切れてなくなっていることがあったそうです。十分に補充されているのか、そこも気になっておりましたけれども、体育館というのは子どもから高齢者までたくさんの方が利用される場所ですので、今回最終的には2月末ぐらいには置かれたのですけれども、なぜこれまで石けんが置かれていなかったのか、そのところをもう一度お伺いしたいなと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） まず、ただいまの斉藤議員の再質問に私のほうよりお答えをしたいと思います。

まず、私が体育館で手を洗われているかどうかということで、もちろん洗ってはおりましたけれども、石けんが今までなかったのは事実でありまして、そのことについては後ほど町民学習課長からお答えをさせていただきます。

正直言いますと、インフルエンザの流行する時期だとか、そういう時期には注意して、手もみか

ら指の間とか洗い方、しっかり時間をかけて洗うほうがいいというところですので、その辺気をつけますが、ふだんからそうしているかという、そうでもなかったのが事実でありますので、今後これを機に気をつけて手洗い等しっかりしてまいりたいというふうに思いますし、体育館だとか所管施設においては、固形石けんよりは液体石けんですか、そういうもののほうがやはりいいということがありますので、配置については切らさないように努めてまいりたいというふうに思います。

今までの経過については、課長のほうよりお答えしますので、お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 私のほうから今まで石けんを配置していなかった経過についてご説明したいと思います。

ご指摘ありました総合体育館におきましては、以前手洗い場に固形石けんを配置していたことがございます。石けんを洗い落とすためには、多量の水を使用いたします。このため、床にこぼれた水しぶきが運動靴の裏底に付着し、利用者が通路やアリーナでスリップ、転倒するなどの安全上問題となる事案があったところがございます。これにつきましては、他の体育館とも情報を得ていまして、そういったことで水しぶきが多量の水を使うことによって靴の裏側についてスリップ、転倒するという事案があったということです。特に夕方、夜間には絶えず児童生徒が多く利用することに管理が行き届かないため、石けんの配置を取りやめた理由でございます。

このたび新型コロナウイルス感染症が発生しましたので、それらの部分もありましたけれども、感染症予防重点対策の観点から洗い場にポンプ式の石けんを配置したところがございます。現在は、総合体育館は休館中でございますけれども、先ほどおっしゃっていましたが利用する場合は補充等を欠かさないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤君。

○5番（斉藤うめ子君） これは、質問ではありませんけれども、今までなかったような施設にも今後は石けんをやはり常時置いていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 2件目に参ります。高齢者、障害者の見守りと対応について、町長に伺います。

町内には、現在80歳以上の独り暮らしの高齢者だけでも90人、長期入院とか不在などの方も含まれるようですが、おります。ふだんから町は独り暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯、体の不自由な方に対してどのような対応をされているのでしょうか。また、民生委員と地域包括支援センターとの関係はどのようになっているのかお伺ひします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症について、高齢者、障がい者に対して何か対応をされていることがありましたら町長に伺ひます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ご質問にあります90人というのは、台帳に登載させていただいている高齢の方の人数でございますので、ご承知おきいただければありがたいと思います。

まず、高齢者声かけ支援事業というものをやっております、65歳以上の独り暮らしまたは65歳以上のご高齢者のみの世帯に社会福祉協議会のヘルパーが定期的に訪問し、安否確認や健康状態の確認を行っております。現在の登録者数は25名ということになっております。また、町の単独事業として行っている介護予防及び生活支援事業というものにおきましては、65歳以上の方または65歳未満でも必要と認められる方を対象に配食サービスや除雪サービス事業などを実施しているところでございます。このほか、介護保険制度に基づく介護認定がなされている方には、必要に応じ通所介護、いわゆるデイサービスなどの介護サービスを利用されているところでございます。

次に、民生委員と地域包括支援センターの関係でございますが、定期的に行われている民生委員会議において社会福祉協議会職員や地域包括支援センター職員も同席し、高齢者等支援事業に係る情報共有を行っております。また、個別に支援が必要な方につきましては、関係者で構成するケア会議を開催し、具体的な対応を行ってきているところであります。今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでの感染症予防対策同様、手洗いやうがいの励行しているほか、3月行政推進員配布では予防等に関するチラシの配布及びニセコ町ホームページとラジオニセコにおきましては、新型コロナウイルス関連情報の提供を随時行ってきたところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤君。

○5番（齊藤うめ子君） 私は、今町長がおっしゃったように、いろいろな対策をされていることをお話しされましたけれども、実際この民生委員さんとか主任児童委員の活動をよく知らないという方がいらっしゃると思うのです。それで、この民生委員さんの働きというのは少子高齢化が進む中でこれからも新たな地域福祉のために大変重要な役割を果たす存在ではないかと思っております。

それで、町長もただいま説明されましたけれども、3月の初めですか、このチラシですね、地域包括支援センターだよりで高齢者声かけ支援事業をご存じですかという、こういうチラシが来ましたので、私は取っておきました。この中で、先ほど町長は高齢者の声かけ運動に登録されている方は25名というふうにおっしゃったのですけれども、この対象となる基準というのがありまして、先ほど町長がおっしゃったことと繰り返になりますけれども、65歳以上の独りの方とか65歳以上の高齢者のみの世帯、それから身体や物忘れなど生活上心配のある方、それからデイサービスやホームヘルプサービスを受けられている方は対象外となっていて、ただこの上にさらに以上の点に該当して、さらに町が定める基準ということがあるのです。この町が定める基準というのはどういう基準になるのかということと、高齢になりますと、やはり耳も遠いとか目も見づらいとか、そういうことでこれを知らない方が結構というか、私もそんなにたくさん事例を調べているわけではありませんけれども、知らなかったという方が多いように思うのです。この25名という方は、今町長がおっしゃった、町が定める基準ですね、この基準に該当している方になると思うのですけれども、簡単にいいのですけれども、どういう基準だとそれに該当するのか。

それから、民生委員さんの働きなのですけれども、15名中、主任児童委員さんを除くと13名の方が地域の担当をしていらっしゃる、これも今年この一覧表を配布されましたので、私もこれを取

っておきました。そうしますと、13人の方が、特に高齢者とかの担当になるかなと思うのですが、それだけではないと思いますけれども、そうなりますと高齢者、65歳以上の方の進行というのは、去年の11月時点でのデータですけれども、1,343人、大体1,300人前後いることになるわけです。この中で障がい者の方もいらっしゃるかと思いますけれども、この民生委員の方が、お一人が何人ぐらい受け持っていていらっしゃるのか、そこを教えていただきたいなと思います。

高齢者の方も、民生委員さんはボランティアなので、大変忙しそうだから、お願いしづらいという声もあるのです。それで、民生委員さんからもお聞きしたのですが、担当している地区を年1回声かけられたりぐらいかなということをおっしゃっていた民生委員さんも一人ならずいらっしゃったのですが、それで実際に高齢者の方にお聞きしたら、3年か4年前に一度来て、元気かと言われたので、おお、生きていますよと言ったら、それからもう何年か連絡はないというお話もありました。民生委員さんも本当に大変な、お仕事をされた上でボランティアとしてされているわけですから、非常に厳しいことはわかりますけれども、例えば独り暮らしであっても、町内に親族がいるとか、それから近隣に親戚がいるという、そういう方たちはこういう訪問というか、対象外になるのでしょうか。全然そんなの知らなかったという方もいらしたので、なかなか高齢になると、先ほども申し上げたように、わかっていると思っていることが結構伝わっていないということもありますので、もう少しこういう方法がありますよということを高齢者の方にもお伝えするということが必要かなというふうに今回感じております。

それで、この民生委員さんのお仕事というのは、申し上げるまでもなく、地域の方たちの状態をよく見て、そしてそれを行政のほうに橋渡しするというのでしょうか、行政をつなぐパイプ役を、こういう方がいて、こういうヘルプが必要ではないかということをつなぐ役目をしていると思いますので、やはりまず民生委員さんがここにどういう方がいて、ヘルプが、支援が必要かどうかということを確認するというか、そういうことが非常に大事ではないかなというふうに今回感じております。特に今回コロナウイルスのことで高齢者の方は、一人の方は家に閉じこもって接触しないよということ、食料が尽きてきたという方もいらっしゃいましたので、そのあたりのところはどのようにしているか伺いたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、斉藤議員の質問にお答えいたします。何点かあったと思いますので、分けてお答えしたいと思います。

まず、後半のほうですか、町内に親戚等がいる場合は声かけ、支援事業の対象にならないのかというところですが、それは関係ございません。対象になる場合もございます。

それと、声かけの制度、基準についてなのですが、実施要綱のほうを定めておきまして、こちらのほうを読まさせていただきますと、まず対象者につきましては、65歳以上の独り暮らしの者または65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者、これが1つ目。それと、2つ目として高齢者声かけ支援事業審査基準を満たす者、これは世帯状況、年齢、介護度、特別加算、これらを点数に置き換えて評価するものでございます。ちなみに、7点以上が当該事業の利用制度の該当となります。それと、もう一つ、訪問サービス、通所サービス、福祉用具貸与及び居宅介護、介護予防支援を利

用していない者、サービスの利用回数が月1回程度の利用者を除く者。以上の3点が対象者としてまず基準が定められてございます。

そのほかに第2項といたしまして、この規定によるもののほか、災害及びその他の事由により声かけ支援が必要であり、ニセコ町地域包括支援センター長が特に必要と認める者については該当とするということです。まず対象者の基準が3点あって、それ以外に特に必要と認める者については対象とするという、こういう制度の仕組みになってございます。

続きまして、民生委員の件でございます。議員おっしゃるとおり、今現在ニセコ町に民生委員、児童委員さん、13名おられます。この基準につきましては、国で定められている基本200世帯を1人の民生委員さんが持つという基準ですので、当然基準なので、それを超えた数を持っている民生委員さんもおりますし、あるいは周辺の地区におきましては200世帯に満たない民生委員さんもいるところでございます。民生委員さんが住民、それと行政をつなぐという重要性につきましては、これはもう当然必要なことでありますし、推進していくべき事項ではございますが、現在の状況ですと町外から多くの人が入ってこられる、あるいは団地などにつきましては物すごい数の対象者がいる中で全てを民生委員さんが網羅するというのはなかなか今の時代難しいなというふうに担当として感じているところでございます。その中でも、できる限り何かあったら役場にご連絡いただきたいということで情報提供をしていただいているところでございまして、それが功を奏して事が大きくなる前に解決したという事案もございます。これからも、民生委員さんと協力しながら地域の福祉向上に努めていければいいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 質問の中にありました知らない人がいると、周知が足りないのではないかなというご指摘でございますが、現在我々としては、精いっぱいいろんな手だてを通じてお知らせしておりますが、確かに移住される方も、その時点では知らない方も多くおられると思いますので、できるだけそういう方がいれば、議員各位のほうからもお伝えいただいたり、また気軽に、役場のほうで今保健師さん中心にしてかなり親身な対応をさせていただいておりますので、いろんな機会を通じてご相談賜れば大変ありがたいなというふうに思っています。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤君。

○5番（斉藤うめ子君） 今桜井課長は、基準があって、民生委員さんは1人200世帯とおっしゃったのですけれども、先ほど申し上げたように65歳以上の方が、独り暮らしでない人も全部含めて1,300人ぐらいですから、13人いたら、単純平均すると100人にも満たないのかなというふうに思っていますけれども、実際ニセコ町では大体何人、一番多く受け持っている民生委員さん、それから少ない民生委員さんというのは何人ぐらいいらっしゃるのかと今思いました。

それで、何よりも、まず橋渡しをするという、そこが大事だと思うのです。ですから、基準をおっしゃったのですけれども、その基準のテストというのは、それは町のほうに民生委員さんか何かご連絡しなければ、それを受けられないわけですから、そこのプロセスがどうなっているのかなと

いうふうに思っています。

そして、何よりも、民生委員さんの方もお忙しくて大変でしょうけれども、民生委員さんの方が活動しやすい環境、それから地域住民の方々も相談しやすい環境づくりというのをお互いに構築していくということが一番基本の大切なことではないかと私は今思っております。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） お答えいたします。

まず、民生委員が何人の高齢者を受け持っているかというところにつきましては、すみません。今その詳細な資料はございませんので、そこについては今ここで即答できることはございません。地区によっては、例えば昔からいる方が住んでいる町内会では、当然高齢者の数も多くなるでしょうし、あるいは単身住宅、公営住宅などでは当然高齢者の比率は少ないというようなことが言えるのかなと思っております。

それと、民生委員を通して町、行政に対して困っていることとかを伝えられない場合はどうなるのだろうという不安があるということのご質問でしたけれども、実際民生委員さんを通してお困りされている方の情報をつかむというのもございますが、実はそれ以外のほうが情報としては意外と多くあります。例えばそれは近所の人ですとか、あるいはヘルパーさんが声かけを回っているときに、実はその人以外の隣の家の人もこんな感じだよとか、いわゆるその地域のコミュニティーから伝わってくる情報というのが非常に重要であります。その中の一つとして、議員さんからもいろいろと情報をいただいているところでございますので、引き続き斉藤議員からもそういったお困り情報があれば随時こちらのほうに情報提供をいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

継続して活動できるスポーツ環境についてご質問いたします。町内では、様々な競技種目のスポーツ団体等が活動しておりますが、特にニセコ町体育協会に所属するスポーツ少年団は近年様々な大会に出場し、立派な成績を上げるなど活躍が目立ってきております。これは、子どもたちの頑張りや保護者の皆さんの支援、熱心な監督、コーチによる指導など、多くの人たちの努力によるものであります。しかし、残念ながら一部の競技種目では中学校に部活動がなく、小学校時代から取り組んでいた競技種目を継続して活動できないものがあります。

中学校スポーツ活動の中心を担う部活動ですが、教育現場では教員数が限られ、また働き方改革などから全てのニーズに応じて部活動を新設し、活動することが困難であると推察いたします。仮に部活動が新設されたとしても、専門的に指導できる教員を継続的に配置し続けることは現実的に難しい状況であるため、これからは地域全体として子どもたちが継続してスポーツ活動できる環境を整える必要が重要であると考えます。

私は、地域で支え継続してスポーツ活動ができる方法の一つとして、それぞれの少年団で加入活

動期間を中学生まで引き延ばすことや中学生カテゴリーの新設など、新たな活動体制をつくり出すことがあるのではないかと考えます。また、新しい体制を整え活動するために指導者の確保が重要であります。これらの体制づくりや指導者の確保には、保護者や現在の監督、コーチなど指導陣が中心に検討していくことになると思われませんが、子育て支援に力を入れているニセコ町として、どのようにバックアップあるいは応援などしていただけるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの小松議員のご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、ニセコ町体育協会に所属する少年団ですが、監督、コーチの皆さんの時間を惜しまずの熱心なご指導と保護者の皆様方の協力的な後押しが少年団に所属する選手の目覚ましい活躍の原点になっているものと認識しております。

議員がご推察のとおり、中学校の運動、部活動につきましては教育活動として位置づけられ、教職員が運動部の顧問として部の運営及び指導を担うこととなりますが、少子化による生徒数の減少などにより運動部の維持、継続や新設することが困難になっている状況であります。これらのことから、児童生徒並びに保護者の皆様のご要望に現在お応えできていないところが実情でございます。

そこで、議員がご提案の少年団活動を中学生まで枠組みを広げること、例えばスポーツクラブ化にしていく等につきましては、スポーツ指導の継続性はもとより学齢の成長の度合い、個々の運動能力に応じた的確な指導メニューが期待されるなど大変合理的であると考えます。現在この実現に向けた足がかりを探るべく、スポーツ少年団並びに中学校運動部の指導者の方々との意見交換も進めているところでございます。ニセコ町としましては、今後もニセコ町体育協会を初め、スポーツ少年団の活動に対する支援を継続するとともに、各分野のアスリートによる指導者及び選手への教室を開催するなど、スポーツの振興と発展に努めてまいります。

また、指導者確保につきましては、地域おこし協力隊派遣制度を活用したスポーツ指導者の募集を行うなど、指導体制の環境整備に努めてまいります。

いずれにいたしましても、子どもたちにとって継続性のあるスポーツ環境をつくることは、地域の各方面でのご理解やご協力が不可欠であると考えますので、これからも関係者の方々のご意見も伺いながら本町のスポーツ指導体制の充実のための最善の方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松君。

○7番（小松弘幸君） 今後も関係者の皆様方と意見交換をしていただきたいなと思っておりますが、地域に根差した活動をするためには、指導者については本町や周辺に住む一般社会人をお願いすることになると思いますが、それらの人たちは日中仕事をしているのがほとんどであり、練習は夕方から夜間が中心となります。この時間帯で効果的な練習をするためには、夜間照明つき設備や活動場所の確保が必要であります。町の財政状況を勘案しながら、身の丈に合った活動場所の確保と夜間照明を設置した練習場所の整備について早急に検討をお願いしたいと思っております。これについてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの小松議員の再質問ということでお答えをしたいと思います。

先ほど言いましたように、子どもたちのニーズ、保護者の要望にも応えながら体制を整えてまいりたいというふうに考えておまして、その一つに、今地域の方々の協力を得ながら、中学校において部活指導員制度というのがあります。これは国の事業である程度国、北海道、市町村、それぞれ補助で報酬が設けられるということでありまして、そういう制度の導入も考えてまいりたい。いずれにしても、地域住民の方々の協力がないと、制度だけつくっても実際進まずということになりますので、そういう地域の方々にどんどん、これからお一層声をかけながら、どのような体制が町として望ましいかというのを検討してまいりたいというふうに思います。

今議員がおっしゃったように、夜間の活動となりますと当然照明設備が必要なもので、これについては検討させてもらいたい。その設置するということにはなかなか難しい問題があるかなというふうに思いますが、議員もおっしゃるとおり、身の丈に合った活動場所の確保、活動機会の設置ということについては、積極的に今後考えてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時57分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 原子力防災計画及び自主防災組織形成について質問いたします。

この3月11日、東日本大震災から丸9年を迎え、各地で追悼の催しも行われました。東北各地の沿岸を大規模な津波が襲い、多大な被害と犠牲者を出しました。そして、福島では2011年3月12日に福島第一原発の1号炉、14日に3号炉、15日には4号炉が水素爆発を起こし、炉心のメルトダウン、そして大量の放射性物質の放出によって、福島県民を初め多くの国民が放射能汚染の被害に見舞われました。現地では、いまだに原子炉の燃料デブリの取り出しもできず、解体もめどが立たず、汚染処理に伴う1日150トン以上の汚染水がたまり続けており、アンダーコントロールなどと全く言えない状況です。双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域の一部がようやく解除されたのは、この3月に入ってからです。しかし、残念ながらこの原発事故の記憶が少しずつ薄れつつあるという傾向が感じられます。泊原発から30キロ圏内に立地するニセコ町において、改めて原発事故の危険性を再認識し、共有し直す意味において、以下質問したいと思います。

先月2月6日に令和元年度北海道原子力防災訓練が行われまして、オフサイトセンターを中心とした意思決定訓練が行われ、13日には住民も参加した住民避難の実働訓練が行われたと報道されております。この訓練との関係で、以下質問いたします。

1つ目は、前記の2つの訓練の想定とニセコ町が参加した内容、その後に自己評価書で提出した

改善すべき事項及び今後の対策とは何か、簡潔にお知らせください。

2点目は、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）避難措置計画、この31年度版、その23ページには、避難実施に際しては住民等に8点の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るとありますけれども、具体的にはどのように行うのか、今想定している内容についてお聞きします。

3点目は、同計画書25ページの第3節の1から3の避難等の実施に伴うニセコ町が用意するバス等及び国、道が支援するバス等は全部で何台か。また、それは確保が可能でしょうか。29年の内閣府資料では、ニセコ町を含むUPZ内13町村の一般住民は5万2,760人、避難行動要支援者、学校や保育所、幼稚園、97施設8,623人、同在宅者は9,556人、同社会福祉施設については68施設2,713人、同医療機関においては11施設997床と報告されております。このような状態で、先ほど述べたようなバスの確保、これは可能でしょうか。

4点目、屋内退避あるいは退避所、避難所とか、あるいは一時集結場所、あるいはバス待合所など、いろいろな項目が書かれておりますけれども、この各段階での移動は実際に指示や誘導が可能でしょうか。例えば2月22日、23日のような、このときは非常に暴風雪でした。そういった気候の中の、特に夜の場合には不可能だと私は思いますけれども、いかがでしょうか。また、最終的な避難先を札幌市というふうにしているのは適切でしょうか、伺います。

5点目は、現在町として地域での自主防災組織を町内会あるいは親交会を核として形成する準備を進めていると聞いております。重要なのは、この災害、避難情報の伝達、これを地区全ての住民に行うための方策が重要と考えられます。この自主防災組織との関連についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のご質問ですが、訓練想定は後志地方で雪崩等の雪害が発生する中、北海道原子力発電所3号機の運転中に原子炉冷却剤漏えいが発生し、原子炉を手動停止した。その後、何らかの設備故障などにより同施設による原子炉への全ての注水が不能となった。その結果、全面緊急事態となり、さらに事態が進展し、放射性物質の放出に至るといった内容のものでございます。

次に、ニセコ町が参加した内容は、2月6日のオフサイトセンターを中心とした意思決定訓練、この訓練内容は緊急事態応急対策等拠点施設運営訓練と、それからもう一つ、緊急時通信連絡訓練の2つがあります。この訓練と2月13日の実働訓練として緊急モニタリング訓練というものに参加をしております。

自己評価書で提出した改善すべき事項と今後の対策についてでございますが、改善事項についてはオフサイトセンター要員訓練で3点、緊急モニタリング訓練で1点ございます。オフサイトセンター要員訓練の1点目は、状況付与先、これは我々市町村から出ている者の職員の対応ということですが、この状況付与先の対応職員の固定化が図られているようでありまして、これは職員の経験年数の違いで経験豊富な職員が付与された状況に対応しているということでありまして、新しい方が経験を積めないのではないかとというふうに思われるということでございます。今後の対策としては、班員の経験年数とのバランスなどを考慮して訓練をするよう意見を提出したところでご

ざいます。

次、2点目は、訓練時間に対し付与状況が少ない。訓練時間は9時から16時までで、状況付与の件数というのは約150件程度ということでございましたが、訓練参加機関が多いため、参加機関の個々に対応する状況付与がおのずと少なくなったというものでございます。この状況付与というのは、それぞれの事象に応じた状況のこと、それから情報共有すべきこと、あるいは解決すべき作業のことを含めて全般的に状況付与という言い方をしてございます。これらのことにつきましては、状況付与の間隔を短くする、あるいは状況をスキップするなどのことによりまして、訓練の工夫ができないかという意見を提出しております。

次に、3点目は、危機感、切迫感に欠けるのではないかとということでございます。これは、先ほど述べました状況付与が少なく間延びをしていたということ、訓練への慣れが生じているというふうに考えております。今後の対策でございますが、訓練参加者全員がいま一度訓練の基本、基礎に立ち返り、常に個人や組織が問題意識を持ち、その改善に真摯に取り組むべきであるということを意見を提出しているということでございます。

次に、緊急モニタリング訓練での改善すべき事項は、意思決定訓練と別の日に訓練が実施されたためにモニタリング要員が事態の進行状況を把握できなかつたというものでございます。これは、意思決定訓練では警戒事態の発生から順を追って各段階へ移行するものでございますが、緊急モニタリング訓練では段階を示すことなく指示書をもって訓練させたために生じているものというふうに思われます。今後の対策は、意思決定訓練と実働訓練を同日にするよう要望しております。

次に、2点目のご質問でございますが、ニセコ町地域防災計画に記載しております避難等に関する住民の皆さんへの指示事項8項目の住民へ伝えるための具体的な要領と申しますのは、1つはテレビ、ラジオの報道機関による緊急放送、2つ目は防災ラジオ、ラジオニセコによる緊急放送、3つ目は広報車による巡回放送、4つ目は携帯電話への緊急速報、エリアメールの配信、5つ目はインターネット、町ホームページ、これはインターネットの中に町ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどがありますが、を活用した広報、以上の要領で住民へお伝えしたいと考えております。

次、3点目のニセコ町、国、道が用意するバス等の全部の台数ということでございますが、現在は町と道との協議においてニセコ町が必要とするバスの確保は北海道が行うということになっております。ちなみに、想定としては25台を想定しております。北海道は、平成27年10月に北海道バス協会と連名で住民避難用バス要請・運行要領を作成し、緊急時にはバス協会の調整により住民避難用バスの確保がなされるというふうに道から連絡を受けております。なお、道バス協会加盟の事業者が保有するバス台数は約5,600台となっており、UPZあるいはその近傍となる札幌、後志、空知管内だけで約2,900台があるというふうに報告を受けております。

次に、4点目のご質問ですが、暴風雪のような自然災害において命に危険を及ぼす可能性がある場合には、人命最優先を基本に、まずは自然災害の事象に応じた対応をとった上で、その後の発電所や天候、道路状況などに応じて原子力災害対策本部の指示に基づき避難を行うことになっており、避難の誘導等は可能だと考えているところでございます。

また、札幌市を避難先とするのは適切かとのご質問ですが、現在のところ札幌市が避難先として指定されておりますが、風向きなどで札幌市への避難先が被災するなどして避難できない場合には、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、北海道が調整の上、近隣地域での代替避難先を確保するというようになっております。

次に、5点目のご質問ですが、自主防災組織は地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成し、活動する組織であり、災害時には被害を防止し、軽減するための活動を行う組織として期待されているところであります。この組織の充実を図ることは町の責務であると考えており、地域の皆さんが町内会へ加入、未加入に関係なく、一体となった、いわゆる自助、共助精神による地区の自主防災活動が必要不可欠というふうと考えているところでございます。災害、減災にあつては、誰一人取り残さないという基本理念の下、今年度より地域防災力向上のため自主防災組織の構築の支援を進めておりますので、地区居住者の皆さんとの協議の場を引き続き設け、皆さんの協力を得ながら誰もが参加できる地区自主防災組織への拡充を目指してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木君。

○8番（高木直良君） ただいま訓練に参加した結果の課題、改善すべき事項、これについて町として報告を出しましたということであります。この中で私が非常に感じますのは、訓練は確かに大がかりにやっているわけです。しかし、報告書にありますように、このオフサイトセンターにおける要員訓練について、全体としてやはり危機感や切迫感に欠けるということが書かれているとおり、あるいは緊急モニタリング調査がこのオフサイトセンターの訓練日と異なっているということなどから、やはり全体としてなかなか実効性のあるものになり切っていないのではないかと。今回の訓練は、雪崩との複合災害を想定して、初めてですけれども、参加者には事前に想定を知らせず、その場での対応能力を確かめるという課題がありました。終わった後に道の原子力安全対策担当局長は、計画策定の際、細部までの内容を詰め切れず、課題も残ったというふうに話したと報じられております。つまりこの訓練で非常に課題がたくさんあったのだと、残ったのだということが責任者の担当局長からも言われております。

また、13日に行われた原子力防災の避難訓練、これは現場の訓練ですけれども、これは事前に示されたシナリオに沿った訓練です。これがずっと続いています。参加住民からは、毎年同じと、マンネリ化を懸念する声が漏れたという報道があります。東日本大震災より東京電力福島第一原発事故から9年、記憶も風化し、参加住民数は最多時の4割を切った。専門家は、シナリオどおりではなく、緊張感のある訓練が必要と指摘するという報道もされております。つまり全体を通じてまだ、まだというか、繰り返した訓練ではありますが、総じて実効性に欠けているというのが実態ではないでしょうか。この点について、もしご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

以下、最初に申し上げた2番目から4番目の項目につきましては、これは原子力防災計画の避難措置計画に基づく、その内容によるもので、今ご答弁があった内容ではあります。その中で、バスは北海道バス協会との契約が道知事の間に関わっておるということで、先ほど25台は確保すると

というご回答でした。例えばニセコ町にある株式会社ニセコバス、この保有台数は25台なのです、バスが。通常考えて、道全体で5,600台とか空知で2,900台といっても、実際にこの場で泊の、このニセコでいざ避難というときは、当然現場といいますか、この町にニセコバスさんが25台保有しているということになれば、このバスを使うことになるのかならないのか。道の契約で25台ということになると、先ほど避難計画の中にあるニセコ町もバス等ということで用意するというふうに書かれています。この場合の道とニセコ町との分担割合といいますか、そういうことは例えば独自にニセコバスさんとの関係で何がしか予定されているのかどうか。それから、等という中に、例えば町としての町有車両が乗用車20台あるということになっています。こういったときの等の中には、この町が持っている乗用車などが含まれるのかどうか。もし含まれるとすれば、誰がそれを運転するのか、これについてお聞きいたします。

それから、実際にいろいろ移動するのです。例えば最初は屋内退避ということが言われます。屋内退避について読んでいきますと、原則としては住民等が自宅にとどまるというふうにされております。ただ、地震などで家屋が損壊するというような場合には、屋内退避施設を開設すると。この場合は、徒歩あるいは自家用車等でその指定された場所に行くということになります。そのときに退避施設を開設した際には、屋内退避責任者という者が指名されて、退避者の保護、確認、これを行うという責務が与えられます。その場合に、屋内退避が原則と言われているので、家屋に損壊ない場合は自宅にいます。うちは壊れていないから屋内退避だということで自宅にいます。片や損壊がちょっとあったということで、徒歩あるいは自家用車で指定された施設に移動するというときに、この屋内退避責任者は自宅待機の方と、それから指定された施設と両方に責任を持つということになるのか。そのような解釈でよろしいのかどうかお尋ねいたします。

それから、先ほど事例に申し上げましたけれども、2月22日、23日の場合、物すごい暴風、それから雪もかなり積もって、私は23日の夜、町内を歩いて、除雪車がどのぐらい対応しているかということで見ましたけれども、除雪車は23日の夕方ようやく私の近く、あるいは役場の近くに除雪作業をしておりました。そんなような中で、果たして自宅から例えば指定された屋内退避の施設、あるいはさらに事が進んでいった場合には、場所によっては屋内退避施設イコールの場合もあるのですけれども、例えば福井の場合は福井のコミュニティセンターから本格的な退避になると、バスの集合所というのが指定されておまして、これはニセコ中学校になっているのです。ですから、福井に一時退避していた方、施設にいた方は徒歩で来た方も含めて、いざというときには今度はバスが迎えに来るので、福井には来ないのです。ニセコ中学校が指定になっていますから、ニセコ中学校まで移動しなければいけない。そのようなことが想定されているわけです、計画書では。こういうことは本当に可能かどうか、私は非常に疑問があります。これは、1時間500マイクロシーベルト、非常に本当にひどい状況の段階を指しておりますけれども、こういったことが本当に可能かどうかということについてお聞きします。

それから、例えば幼児センターとか学校の生徒は原則下校ということになっています。最初の避難してくださいというときに、屋内退避などの避難については原則下校です。下校ということは、外に出るわけです。こういうことが本当にあり得るのかどうかということ。下校が難しい場合

は学校にとどまるということになっていまして、ここはコンクリートの校舎の中にとどまると。親が迎えに来るまでそこで待つというふうに、シナリオ上はそうなると思います。こういったことが本当に、先ほど申し上げた訓練も含めてこういったことが可能かどうかというのは私は本当に危惧を持ちます。実際、先ほど申し上げたような夜間の暴風雪の場合は、途中で立ち往生してしまうということもあり得ると思います。さらに、いろんな病院に入院されている方、あるいは福祉施設に入所されている方などの対応、そこを受け持っている職員の方たちの対応とか、非常に難しい対応が迫られます。これらについて、現実的であるかどうか。

それから、安定ヨウ素剤を配布される時期が来ます。これタイミングがよくわからないのですけれども、対象人数は町民で4,529人、恐らくかなり幼児で小さい子は別でしょうけれども、対象者は4,529人と書かれております。それで、これを配布するわけですが、それを適切なときに飲むということによって健康を害しないようにという対応をするわけですが、この計画の27ページには、医師、薬剤師の確保など必要な措置をとるというふうになっています。それは、飲むに当たっての指導といいですか、飲んでいけない人も中にはいるかもしれませんので、そういうことが書かれておりますけれども、この医師、薬剤師の確保というのは本当にこういった苛酷なときに可能かどうか。私は、実際は不可能ではないかと思えます。

それから、緊急時のモニタリングというのがございます。これは、実際に汚染度を確認するのだと思うのですけれども、これもモニタリング要員というのが派遣されることになっています。こういうことが本当に可能でしょうか。

以上、述べた点についてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青田君。

○防災専門官（青田康二郎君） るるいっぱいありまして、答えられませんでしたら申し訳ございませんけれども、1番目からお話をしたいと思います。

まず、緊迫感とか、そういうのが足りないというところで実効性がないのではないかというご指摘でございますけれども、実際に平時において実践的訓練をやるというのは、大規模な場合非常に難しいと思います。私も過去2,000人規模の訓練をし、企画をし、実際実働訓練まで一人で担当したことがあるのですが、なかなか難しいと。しかしながら、これを諦めて、実効性がないからというわけにはやっぱり防災としてはいけませんので、今回のそれぞれの問題、課題というのは、反対にいい課題が、問題ができたのではないかということで、さらに訓練を努めていければというふうに思っています。あと、道の原子力防災課にもこのことをしっかり言いまして、個人あるいは組織がしっかりと認識をして訓練に臨むよう言っていきたいというふうに考えております。

あと、2番目、バス協会でニセコ町のバスを利用するのか、あるいはどうなのかというご質問ですけれども、これについては道のほうが全て調整をし、ニセコ町のほうにバスを回していただけるというふうになっております。また、道のほうが確保できない場合については、自衛隊などの実働組織の対応を含めて国が組織及び機能の全てを挙げて対応するというところでございます。特に自衛隊の組織ですけれども、全般については防衛に係る事項でありますので、全部は言えませんけれども、札幌に輸送部隊として専門の部隊がございます。北部方面隊の直轄の輸送部隊、あるいは真駒

内の11旅団、真駒内にあります11後方支援連隊、そこからいきますと特大型、10トンタイプなのですけれども、1台に36名、これが56台、あと大型トラック6トンタイプ、1台に22名乗るのですけれども、これが49台、あるいは大型バス、マイクロバス、合わせて8台ということで、全部で113台、約3,501人の方を一気に運ぶことができます。ご存じのとおり、自衛隊組織は大きいですので、これ以外のトラックもかなりの台数を持っていますので、十分に運搬能力はあると考えております。

次に、屋内退避施設の責任者と、損壊をした場合、徒歩、車で行った場合に、その両面に対する責任という部分については、なかなか申し上げにくいのですけれども、そのお一人の方に責任を負わせるということではできませんので、これについては町としても、役場としても、その責任の分散というところを考えながら、その状況に応じてやっていきたいというふうに考えます。

次に、暴風雪時の除雪作業、屋内退避施設から、福井からニセコ中学校に行くということでございますけれども、町長がさきに申しましたとおり、自然災害があった場合は人命を第一として、それがおさまった後に発電所の状況あるいは天候、道路の状況に応じて原子力災害対策本部の指示を受けまして避難をすることとなります。それに当たりましては、UPZ内の83カ所のモニタリングポスト、あるいは必要に応じて航空機、あとモニタリングカーなど機動的手段を用いまして空間線量率も測定した上で避難経路の安全性を確認して避難指示をするというふうになっております。また、モニタリング要員の派遣についても十分可能かというふうに思っている次第でございます。

以上になります。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 質問の中で、私のほうのメモで漏れているところについて回答させていただきたいと思います。

先ほど青田専門官言ったとおり、ニセコバスと直接町が何かをするということは基本的にありません。道が段取りをするということであります。何かそれ以外の緊急があれば、当然対応したいということであります。

それと、3点目に公用車は含まれるのかということと言われましたが、基本的には公用車は地元でのいろんな対応がありますので、いわゆる避難で運ぶということに含まれておりません。

それから、屋内退避のときの責任者が、いわゆる自分たちの家にいる人たちの責任を負うのかということは、それはそういうことにはなりません。あくまでもその施設というものの責任という位置づけでございます。

次に、6点目に幼児センターの下校というのはそもそも可能なかというお話であります。基本的に現在のところ、地震があって災害あったから、すぐ泊発電所で放射能漏れが起こるということは、これまでの訓練でも即ということは想定していないわけであります。そのために屋内退避とかいろんな順番があって、そこまでに至る訓練の過程ありますので、その間に幼児センターから下校されるということでありますので、それは可能ではないかというふうに思っております。

それから、夜間の場合、猛吹雪の場合、これは当然いろんな事情ありますので、完璧にできるということはあり得ないというふうに思いますので、そこはそういう事態を想定した場合については臨機応変に対応するというところになるかというふうに思います。

それと、9番目に安定ヨウ素剤の配布について、医師や薬剤師などの確保というのは不可能でないかということですが、それはできるだけ可能になるように対応したいということでありまして、地元には医師も薬剤師もおりますので、日頃からの学校医との連携を図りながら、できるだけそういった意見も聞きながらということに対応したいというように考えております。

それから、10番目に緊急時のモニタリング要員の派遣の可能性ということですが、これはどんなことが想定されるか、正直、今の段階では想定外ということが起こり得るというふうに思います。そのために、我が町の中にも、いわゆるモニタリングの作業ができるように、あるいはそういったことも含めて、今勉強会等を行っているというような状況でありますので、どうあれこういった災害については最初から完璧ということはありませんので、その穴のようなものをみんなで情報共有し、いろんな意見を出しながら熟度を徐々に上げていくと。そのことを繰り返すということにしか対応策はないのでないかと正直思っておりますので、今後ともまた皆さんのご意見を広く入れる中から少しずつ熟度のレベルを上げていくことに努めてまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 全体として、今段階ではなかなか見えてこないものもあって、訓練を繰り返して熟度を上げるというお話だったと思います。しかし、私はまず、今度のコロナの問題もそうなのですから、危険要因をなくしていくということが一番の安全の確保だと思うのです。最初に福島原発事故のお話を申し上げましたけれども、あの事故が起こるまでは決して事故はあり得ないというのが繰り返し言われていた安全神話ですね、今でいえば安全神話ですけども、これが社会的には圧倒的な認識だったと思います。今熟度を上げていくということなのですが、私は危険要素を取り除くということは、要するに泊原発を再稼働させない、廃炉に持っていくと。廃炉にしても、まだ使用済み核燃料がありますから、安全とは言えません。しかし、できるだけ危険要素をなくすという点では、今現在電力は冬も夏も賄えているわけです。泊原発、3機とも動いていませんけれども、賄っているという状況からすれば、私はこの事故の危険をなくす意味では廃炉に持っていくと。そのことについて、町としてもそのことを言うべきではないかと思っております。これは、前にも申し上げたとおりであります。

それで、地域防災の話でお話がありました。私も自主防災組織が使われるということは非常に安全な地域づくりにとって大事だと思いますので、よいことだと思います。ただ、課題は、最初の立ち上げのときは町内会が中心だと思うのですが、ご答弁にありましたように町内会の会員であろうとなかろうと、全ての地域の全員を安全に避難させるというようなことを役割として期待しているということだと思います。

それで、現在改定作業中の地域防災計画修正案、これは今パブリックコメント中ではありますが、避難行動要支援者名簿の作成方針及び情報共有という項目が盛り込まれております。これは、まだ案ですので、確定ではないと思いますが、私はこれを一定評価したいというふうに思います。これを本当に生かせるかどうかということが課題ではないかというふうに考えます。また、この案の中に情報伝達手段として、衛星携帯電話などにより当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体

制を確保するよう留意と。これは、例えば衛星の携帯電話というのを必要な方に無償でレンタルするということを指しているのかどうか、その辺が案の中ではわかりません。

繰り返しになるかもしれませんが、私は結論的に言えば本当にこの危険をなくす意味で泊原発を再稼働させない、廃炉にしていくという決断が必要だと。最近北電は、放射性物質の排出量の情報を31年間過少報告していたということがわかりました。報道されています。それから、非常用発電機の接続不良、これについて北電の甘さに苦言ということで規制委員会が報告していると。これらを通して、相次ぐトラブルに対して安全管理体制の再構築をとということが新聞社説などにも出ている状況です。私は、こういったミスは小さなミスというふうには言えないと思います。この1つのミスが結果的に福島第一原発事故に見られるように、多大な被害を空間的にも時間的にも及ぼすということが実際あったわけですから、私はこのミスが許されない原発を管理しているという面で、北電にはまだ、まだといいますか、重大な瑕疵があるのではないかというふうに考えております。ですから、人間のやることの中で全くミスがないということはないとは思いますが、とりわけ原発については多大な、一旦何かあった場合の被害というのは大変なものがあります。そういう意味で、私は再稼働をさせないということを町としてもぜひ発信をしていくというふうにしていただきたいということを希望として申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの関係、安全神話のこと含めて原因を取り除くべきでないかというご意見であります。私どもが設置者ではないということをご理解賜ればありがたいなと思えますし、また議会においても議決という大きな宣言とか様々な機会がありますので、その辺をまたひとつご検討いただければいいのではないかというふうに考えております。

ただ、全体的にエネルギーの将来構想として政府も原発においては一つのベースロード電源という位置づけをしております。一方で自然再生可能エネルギーを増やすということも言っております。現在地域循環共生圏という環境省から新たな制度が各省庁に出しております。こういったものが日本の社会の環境という軸足で変えていこうという大きな動きがありまして、その中ではエネルギーの地域分散を図るという大きな方針が出ております。私たちは、今現在その地域のエネルギーを地域で賄うということに軸足を置いて、そういった地域で、言ってみれば電力の分散化を図るということを自ら町としてやっているところでもあります。こういう自治体が多く増えることによって、将来的には巨大なエネルギーに依存することなく、ブラックアウトにも対応できる、そういうリスク分散の小さいエリア、安全能力が高くなる地域ができるのではないかというふうに思っております。そのことは町としても精いっぱい現在やっているところでもあります。

それと、2点目にありました衛星携帯電話につきまして、現在町として1台持っておりますが、これにつきましては一般の住民の皆さんにお配りするとかということではなくて、町という、いわゆる災害対策本部を持つ機能の中にこういったものを多くして、きちっといろんな情報を得る体制をとっていきたいという趣旨のことで記載をさせていただいたというものであります。

あと、最後にはその原因を取り除く含めて、こういったミスが続いているということにつきまして

ては、北海道電力におかれましては、今精いっぱいという現場での対応、社を挙げてやっているというふうに理解をしておりますので、そういった情報も私どもも受けて、きちっと住民の皆さんにそういった経過も含めてお知らせをしていくということの情報共有をしっかりと図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって一般質問を終了します。

◎日程第4 委員会報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、委員会報告第1号 公営住宅使用料の算定誤りに関する調査報告の件を議題とします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員長、木下裕三君。

○公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員長（木下裕三君） それでは、報告します。

昨年6月21日、第4回ニセコ町議会定例会において本特別委員会に付託されました公営住宅使用料の算定誤りに関する調査の件は、去る6月21日、9名の委員出席のもとに委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に私木下が、副委員長に浜本和彦君が互選されました。

次に、委員会報告にあるとおり、本年3月まで9回にわたり特別委員会を開催し、誤算定が起きた原因と再発防止策について町が示した内容の適否等を協議してまいりました。

調査の中で明らかになったことは、住宅料算定に独自システムを活用していたが、職員の知識不足等によって法改正に合わせてシステム修正が行われていなかったことが直接の原因であり、またチェック体制の不備などの人為的な要因も挙げられたことでした。

改善策として、住宅料算定に関しては多くの自治体でも導入している専用システムを導入することや様々なチェック体制の強化が図られることとなりました。さらに委員会が指摘したのは、住宅料以外の町全体の徴収事務において誤算定が生じる懸念でした。この点において町側に働きかけ、ニセコ町事務処理適正化対策委員会の設置を行ってもらい、早急に同様な事案の有無の確認を行ってもらいました。

これらのことから、委員会として町が行った原因調査や再発防止策はいずれも真摯に対応されたものと認めます。二度とこのような誤りが起こらないよう全職員を挙げて十分な注意をもって事務処理を行うよう求める意見を付して特別委員会の報告とします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの特別委員長の報告を受理し、町長に対して本報告書をもって報告することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号の公営住宅使用料の算定誤りに関する調査報告については、これを受理し、町長に対し本報告書をもって報告することにします。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月17日の議事日程は当日配付します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)